

**社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
福祉サービス第三者評価機関認証要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）運営要綱第10条に基づき、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に関する必要な事項を定め、福祉サービス第三者評価の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において評価機関が第三者評価の対象とする「福祉サービス」とは、次の各号のいずれかに該当するものを言う。

- (1) 社会福祉法に定める社会福祉事業において提供されるサービス
- (2) 介護保険法に定めるサービス（医療行為を除く）
- (3) 上記各号に準ずるもので、推進機構が認めるサービス

(評価機関の責務)

第3条 評価機関は、次の各号に掲げる責務を負うものとする

- (1) 公正・中立で信頼性のある評価に努めること
- (2) 情報の公開及び個人情報の保護に努めること
- (3) 評価調査者の資質の向上に努めること
- (4) 推進機構と協力して、第三者評価の推進に努めること

(認証申請)

第4条 神奈川県内において、評価機関として第三者評価事業（以下「評価事業」という。）を行なおうとするもの（以下「申請者」という。）は、推進機構の認証を受けるものとする。

2 認証の申請（更新を含む）は、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書(以下「評価機関認証申請書」という。）」（様式1）に必要な書類を添付して行なうものとする。

(認証基準)

第5条 評価機関の認証にあたっては、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 評価機関は、法人格を有するもの、または申請時の存続期間が3年以上の有限責任事業組合であること。
- (2) 評価機関は神奈川県内に事務所を開設していること。
- (3) 評価機関は、推進機構が実施する評価調査者養成研修を修了し、推進機構に登録している評価調査者を、必要数確保していること。
- (4) 評価機関は、評価調査者に対して、評価機関が定める評価項目や評価手法等に関する定期的な研修機会を確保すること。
- (5) 評価機関は、公正な評価決定を行うために、第三者性を確保した評価決定委員会を設置し、評価決定プロセスの透明性を確保すること。
- (6) 評価機関が用いる評価項目は、推進機構が定めた共通評価対象領域を踏まえて定めた

ものであること。

- (7) 評価機関は、その用いる評価項目について公開すること。
- (8) 評価機関は、推進機構から求められた場合には、前号の評価項目による第三者評価を試行し、その結果を推進機構に報告すること。
- (9) 評価機関は、原則として次に掲げる評価調査を実施すること。

ア 事業者調査

(7) 状況調査

事業所の運営状況を示す文書による調査

(4) 自己評価調査

評価機関が定めた評価項目による、事業所自らが実施する調査

(5) 訪問調査

評価機関が定めた評価項目による、複数の評価調査者が事業所を訪問し、実施する調査

イ 利用者調査

評価機関が定めた評価項目による、利用者や家族に対するアンケート又はヒアリング調査

- (10) 評価機関は、評価調査者自らが関係する事業所の評価調査を行なわせないこと。
- (11) 1件の評価調査は、複数の評価調査者が一貫してあたるものとし、調査結果のとりまとめは、評価調査者の合議によって行なうこと。
- (12) 評価機関は、自らが実施した評価結果について、評価結果の公表に関して推進機構が別に定める様式により、推進機構に報告すること。
- (13) 評価機関は、評価結果について、推進機構による公表の他に、独自に公表する体制を整えること。
- (14) 評価機関は、事業内容に関する透明性を確保するため、次に掲げる事項を盛り込んだ規程等を整備・公開し、それに基づいて評価事業を実施すること。
 - ア 第三者評価の実施に関すること
 - イ 評価項目及び評価手法に関すること
 - ウ 評価決定委員会の設置及び運営に関すること
 - エ 評価料金（評価手数料）に関すること
 - オ 評価結果の公表に関すること
 - カ 守秘義務に関すること
 - キ 倫理規定に関すること
 - ク 個人情報保護に関すること
 - ケ 評価調査者研修に関すること
 - コ 評価結果に対する異議や苦情の申立窓口及び責任者に関すること
 - サ 所属する評価調査者に関すること

- (15) 評価機関は、第三者評価の実施にあたり、公正中立な立場の保持にとって不相当と認められる次に掲げる事由がないこと。

ア 当該法人が評価実施サービス（同種別の福祉サービス）を提供している場合

イ 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者の評価を行なうこと

ウ 評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者の評価を行なうこと

エ 評価機関が関係するサービス事業者の評価を行なうこと

オ 評価機関が評価を行なったサービス事業者の事業に関係すること

カ 評価を行なう上で、十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の

可能性に疑義がある場合
キ その他、公正中立な第三者評価の実施に支障が生じると判断される場合

(認証の通知)

第6条 推進機構は、認証を決定したときは「福祉サービス第三者評価機関認証書」(様式2)を交付し、認証しないことを決定したときは「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」(様式3)を送付する。

2 推進機構は、申請者を評価機関として認証したときは、当該評価機関に関する情報を公開するものとする。

(認証の期間)

第7条 推進機構が認証する評価機関の認証有効期間は、認証の日から3年とする。

2 認証期間経過後、引き続き評価事業を行なうときは、認証の更新申請を行なうものとする。

3 認証の更新申請は、有効期間満了前3か月間に行なうものとする。

(認証手数料等)

第8条 申請者又は更新を申請する評価機関は、申請の際に次に掲げる認証手数料又は更新手数料を推進機構に納付しなければならない。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 認証手数料 | 30,000円 |
| (2) 更新手数料 | 30,000円 |

(認証申請の取り下げ)

第9条 申請者が認証決定前に申請を取り下げるとき、または評価機関が更新の認証決定前に申請を取り下げるときは、「福祉サービス第三者評価機関認証申請取り下げ書」(様式4)により届け出るものとする。

この場合、認証手数料または更新手数料は返還しないものとする。

(変更の届出)

第10条 認証を受けた評価機関は、評価機関認証申請書の記載事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、「福祉サービス第三者評価機関変更届出(申請)書」(様式5)に必要書類を添付し、変更の届け出、又は変更の申請を行うものとする。

(廃止の届出)

第11条 認証を受けた評価機関は、評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに「福祉サービス第三者評価機関廃止届」(様式6)にその理由を付して届け出るものとする。

この場合、認証手数料または更新手数料は返還しないものとする。

(認証の取消)

第12条 推進機構は、認証した評価機関が次の各号に該当するおそれがある場合、評価機関に対し書類の提出を求め、状況を聴取し、又は必要な調査を実施し、評価機関としての要件を欠く事実を確認した場合は、期限を付して当該事実の改善を求め、是正されない場合は認証の取消を行なう。

- (1) 第5条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 公正中立な立場で評価を行なう評価機関として、次のふさわしくないと認められる状況が生じた場合
 - ア 評価の信頼性を損なうような評価をすること
 - イ 事業者から評価手数料とは別に金品を受け取ること
 - ウ 評価契約に反する行為をすること
 - エ 法令に違反する行為をすること
 - オ 上記各号と同等と認められる行為をすること
- (3) 認証手数料等を推進機構が定める期限までに納付しない場合
- (4) 原則として認証の更新時までの3年間に、評価実績がない場合

2 推進機構は、評価機関の認証を取り消したときは、「福祉サービス第三者評価機関取消通知書」（様式7）により通知する。

この場合、認証手数料または更新手数料は返還しないものとする。

3 推進機構は、評価機関の認証を取り消した結果を公開する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、評価機関の認証に関して必要な事項は、評価機関認証実施要領に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

様式 1

平成 年 月 日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長

殿

申請者 (所在地) (〒 -)

(法人名)

(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価機関認証申請書（新規・更新）

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構評価機関認証要綱第4条の規定により、福祉サービス第三者評価機関としての認証を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 第三者評価を実施する部署・連絡先等

設置しようとする評価機関	フリガナ 名 称				
	所在地	(〒 -)			
	電話番号				
	FAX番号				
	代表者の役職名 ・氏名	役職名		フリガナ 氏名	
	第三者評価事業に係る連絡先	担当部署名			
第三者評価事業を実施する部署の所在地		(〒 -)			
担当者の役職名 ・氏名		役職名		フリガナ 氏名	
電話番号					
FAX番号					
メールアドレス					

2 申請する評価対象分野（○印で表示してください）

対象分野	<input type="checkbox"/> 児 童	<input type="checkbox"/> 高 齢	<input type="checkbox"/> 障 害	<input type="checkbox"/> 保 護
サービスの種別	＜別紙2＞使用項目及び実施サービス一覧に記載			

3 使用する評価項目（○印で表示してください）

<input type="checkbox"/> 独自版	<input type="checkbox"/> 県社協版	<input type="checkbox"/> 横浜市版	<input type="checkbox"/> 川崎市版
<input type="checkbox"/> 機構評価項目ガイドライン準拠版	<input type="checkbox"/> 機構障害者グループホーム評価項目		
<input type="checkbox"/> その他	—		

様式 2

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

福祉サービス第三者評価機関認証書

(評価機関名)

(代表者名) 殿

平成 年 月 日 付の申請について、社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「推進機構」という。）福祉サービス第三者評価機関認証要綱に基づき審査した結果、貴法人を福祉サービスの第三者評価を実施する評価機関として認証します。

記

1. 認証年月日など

認証年月日	平成 年 月 日
認証更新年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日まで
評価機関認証番号	認証第 号

2. 評価実施分野など

評価実施分野	使用評価項目

なお、対象となるサービス種別は、上記の各評価項目が対象とするものであって、推進機構が認めたものとする。（別添、推進機構認証評価項目及び対象サービス種別一覧のとおり。）

平成 年 月 日

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
会 長

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
運営委員会委員長

様式 3

平成 第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
運営委員会委員長

福祉サービス第三者評価機関不認証通知書

平成 年 月 日付の認証（変更）申請について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構評価機関認証要綱に基づき審査した結果、貴法人（変更内容）を下記に掲げる理由により不認証としましたので通知します。

記

不認証の理由

様式 4

平成 年 月 日
第 号

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長 殿

届出者 (所在地) 〒

(法人名)

(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価機関認証申請取り下げ書

平成 年 月 日付で申請しました、福祉サービス第三者評価機関の認証申請を取り下げたいので、かながわ福祉サービス第三者評価推進機 評価機関認証要綱第9条の規定に基づき、取り下げ書を提出します。

		申請年月日	平成 年 月 日
取り下げの理由			
評価機関	フリガナ		
	名称		
	所在地		
	代表者氏名		

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 会長 殿
 横浜市健康福祉局企画部企画課長 殿
 川崎市健康福祉局総務部企画課長 殿

所在地：

法人名：

代表者名：

印

福祉サービス第三者評価機関変更届出（申請）書

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱第10条の規定により、福祉サービス第三者評価機関の認証申請書記載事項等に変更が生じたので、次のとおり関係書類を添えて届け出（申請）します。

✓欄	No.	認証申請（更新）時から変更した事項・資料名等	添付書類
	1	□法人名称、□代表者、□住所	法人の登記簿謄本コピー
	2	□電話番号、□Fax番号、□E-mailアドレス、□HPのURL、 □営業日・時間、□実施地域、□調査者雇用形態、□評価方針	（該当項目の□に✓し、変更内容を左の欄の余白、または任意の別紙に記載。）
	3	法人の定款、寄付行為等	原本コピー
	4	評価料金	①料金表 ②その算定根拠
	5	評価調査者	①名簿 ②承諾（契約）書
	6	評価決定委員会の委員	①名簿 ②就任承諾書等
	7	第三者評価実施要領	当該要領コピー
	8	新評価項目・手法の追加	①評価実施サービス一覧 ②評価項目表等 ③評価実施サービス・評価項目 整理表 ④料金及び算定根拠
	9	認証済み評価項目・手法の追加	評価実施サービス一覧
	10	評価対象サービスの追加	
	11	事業者との間で締結する契約書の様式	当該契約書コピー
	12	第三者評価事業に係る苦情相談窓口	第三者評価事業に係る苦情相談窓口の様式
	13	評価機関の組織及び役員・職員	①評価機関の組織図 ②役員・職員名簿
	14	個人情報保護規程及び倫理規程等の規程類	当該規程コピー（変更箇所下線）
	15	評価機関基本情報報告書	情報内容に変更が生ずる場合添付

（※届出（申請）者が横浜市または川崎市もしくは両者に評価機関として登録されている場合は、この変更内容を横浜市または川崎市もしくは両者に対し推進機構から通知します。）

様式 6

平成 年 月 日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 会長 殿

届出者 (所在地) (〒 -)

(法人名)

(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価機関廃止届

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 評価機関認証要綱第11条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価機関としての事業を廃止いたしましたので届け出ます。

評価機関	フリガナ	
	名称	
	所在地	(〒 -)
	代表者氏名	
廃止年月日	平成 年 月 日	
廃止の理由		

様式 7

平成 年 月 日

殿

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
運営委員会委員長

福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 評価機関認証要綱第12条の規定に基づき、調査及び審査した結果、貴法人の福祉サービス第三者評価機関としての認証を取消することに決定いたしましたので、通知します。

認証番号		取消年月日	平成 年 月 日
取消の理由			
評価 機関	フリガナ		
	名称		
	所在地		
	代表者氏名		